

仕 様 書

| | | | |
|-----|------------------|-------|---------------|
| 件 名 | 令和7年度分屯地警備システム整備 | 作成年月日 | 令和7年9月5日 |
| | | 所 属 | 大分分屯地 総務科 管理班 |

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊大分分屯地で実施される「令和7年度分屯地警備システム整備」について適用する。

2 実施場所

陸上自衛隊大分分屯地 大分県大分市大字鴛野129番地

3 概 要

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 警衛所主監視装置カメラ信号光伝送受信機交換 | 9台 |
| (2) 火薬庫監視カメラ信号光伝送送信機交換 | 9台 |
| (3) 監視カメラ動作確認及び配線補修（#38） | 1台 |

4 一般事項

- (1) 本役務の施工は、関係諸法令及び条例等を遵守するものとし、本仕様書及び図面により、誠実に行うものとする。
- (2) 請負者は、契約後速やかに作業工程表を提出するものとする。
- (3) 使用材料は監督官の承認を受けたものを使用するものとする。
- (4) 本役務では原則として、自衛隊施設の上下水道、電力は使用できない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収するものとする。
- (5) 本役務にあたり、他の施設等には損傷を与えないよう十分注意して施工すること。万一他に損傷を与えた場合には、監督官に報告するとともに請負者の負担において速やかに復旧するものとする。
- (6) 本役務に関連し発生した事故は、請負者において責任を持つものとし、万一事故が発生した場合は、官側は一切責任を負わないものとする。
- (7) 請負者は施工にあたり、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階毎の状況その他監督官の指示する箇所をカラー写真で撮影し、必要書類とともに綴り（A4）、監督官に提出する。
- (8) 本役務の作業により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号））に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物の処分に際してマニフェスト（E票の写し）を1部提出するものとする。なお、最終処分は工期内に確実に終了させるものとする。
- (9) 喫煙は指定場所でのみとし、くわえタバコ及び歩行中の喫煙は厳禁とする。
- (10) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

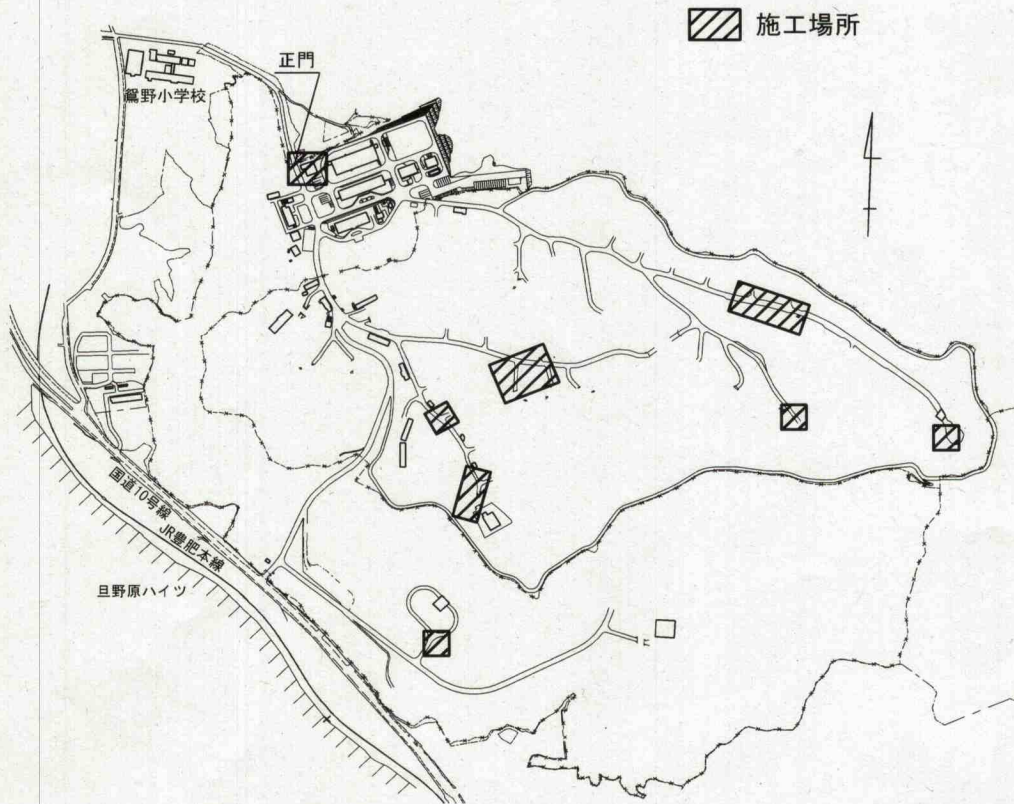
5 特記事項

- (1) 本役務は、既設分屯地警備システムの監視カメラ光伝送送信機及び主監視装置光伝送受信機の交換を実施し、分屯地警備システムを正常に稼働させるものである。
- (2) 本役務で使用する材料は、下記のとおり若しくは同等品以上とする。


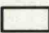
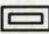
| 材 料 名 | 規 格 | 数 量 | 単 位 | 備 考 |
|--------|-----------------|-----|-----|-----|
| 光伝送送信機 | VF-01YB-CTS-05V | 9 | 台 | |
| 光伝送受信機 | VF-01YB-MRS-R1 | 9 | 台 | |

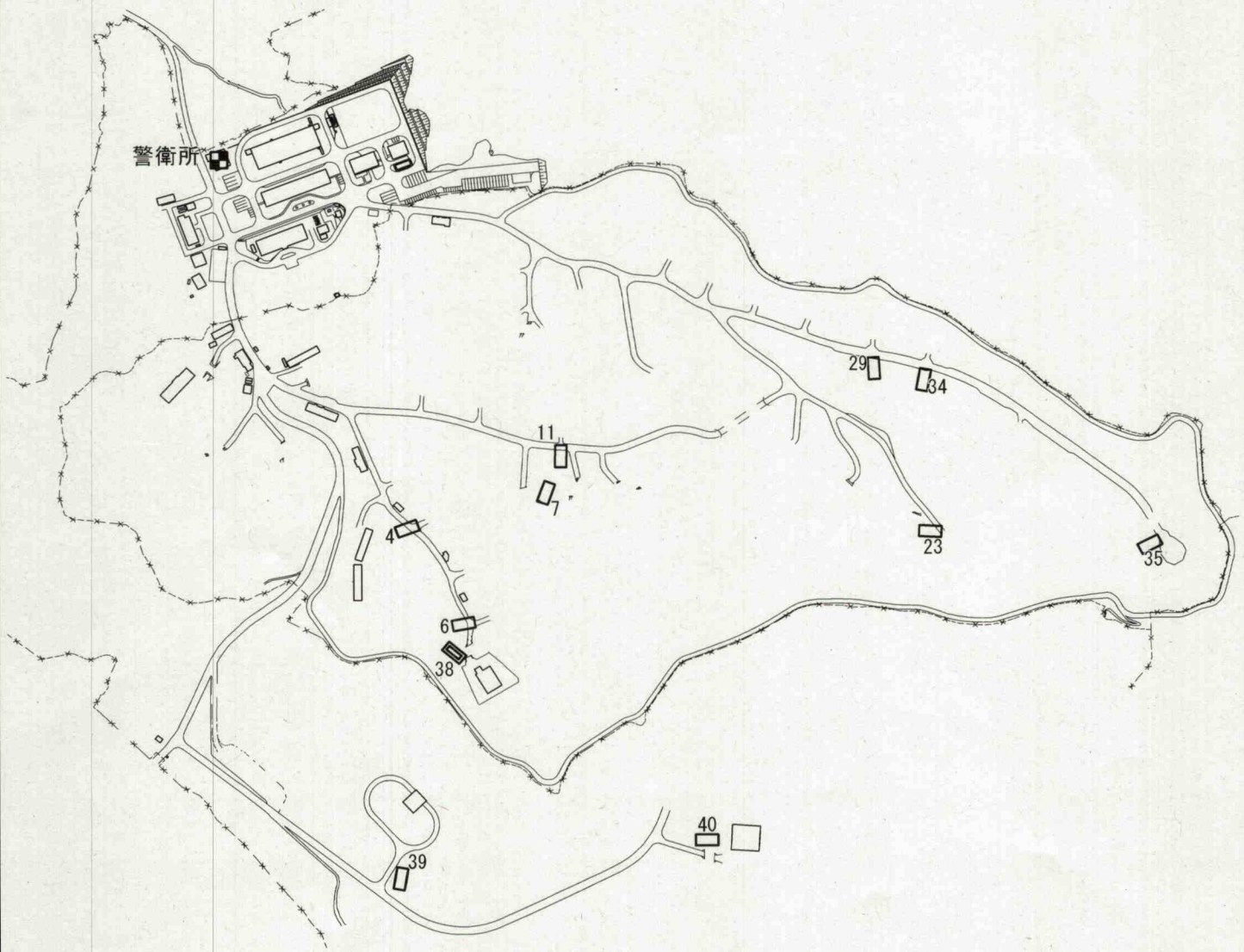
※セコム規格記載

- (3) 監視カメラ#38については、動作確認及び配線の補修を実施し、正常に動作することを確認するものとする。
- (4) 機器交換完了後、各配線の接続を確認するとともに、視界試験・画質・遠隔操作及び切替等の機能試験を実施し、正常に動作することを確認すること。
- (5) その他細部事項は、監督官の指示による。



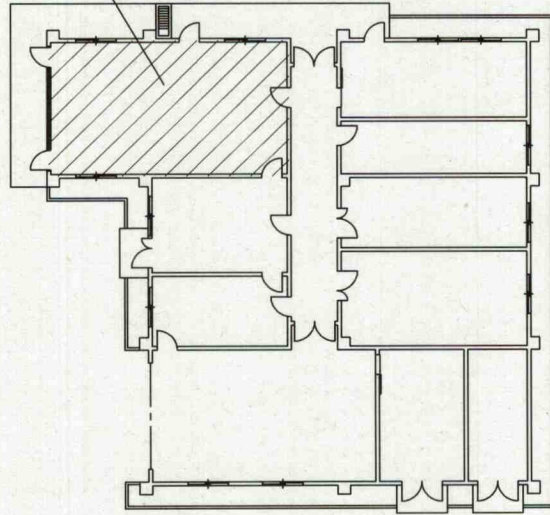
配置図

| 凡 例 | | |
|---|-----------|-----|
| 記 号 | 名 称 | 数 量 |
|  | 主監視装置 | 1 |
|  | 光伝送送信機 | 9 |
|  | 監視カメラ配線補修 | 1 |

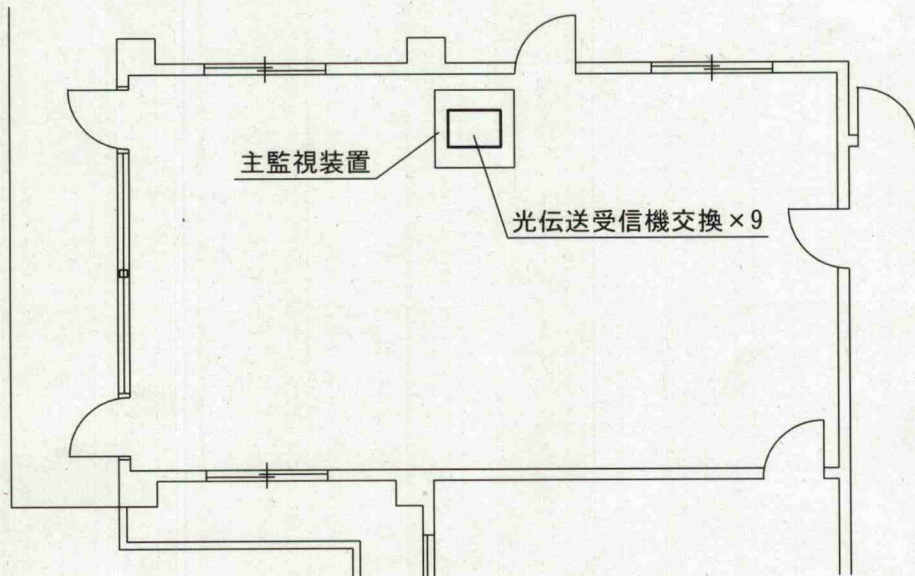


機器設置配置図 S=1:X

施工場所



警衛所平面図



警衛所機器設置詳細図